

静岡県告示第265号

軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱（昭和39年静岡県告示第152号）の一部を次のように改正する。

平成25年 3 月29日

静岡県知事 川 勝 平 太

改正前	改正後
第 4 交付の条件 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。 (1) 軽費老人ホームの運営に当たっては、<u>軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）</u>、<u>軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成20年 5 月30日付け老発第0530002号）</u>及び<u>軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について（平成20年 5 月30日付け老発第0530003号）</u>に示されるところに従わなければならないこと。 (2)～(7) （略）	第 4 交付の条件 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。 (1) 軽費老人ホームの運営に当たっては、<u>軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成25年静岡県条例第21号）</u>、<u>軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第 6 号）</u>及び<u>軽費老人ホーム設置運営要綱（平成 5 年12月 9 日付け高齢第738号民生部長通知）</u>に示されるところに従わなければならないこと。 (2)～(7) （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、平成25年 4 月 1 日から施行する。